

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平川市長 長尾 忠行

| | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 平川市 (22101) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 平賀④ (杉館、松館、館山・松崎、館田、苗生松、西の平) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | (第1回) 令和6年2月2日 (第2回) 令和6年7月26日 |

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・稲作中心の地区であり、経営体の多くは60歳以上で後継者がいない。また、生産組合の組合員も高齢化しており、耕作面積が減少している。こうした状況でも後継者を確保した人は経営を拡大している。
- ・生産組合では組合員の農地を大豆に集団転作しているが、相対による賃借等により組合員以外の方に権利が移ることで、水稲と混在し管理が非効率になっている。
- ・農業経営の魅力が発信できておらず、新規就農する人が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主力作目である水稲を生産組合及び大規模農家に集積することで地域農業の安定化を図るとともに、座談会等の話し合いに基づいて、集積・集約の方向性を定める。

また、作業を効率的に行うため、目標地図に沿った売買・賃貸を行うよう農地の受け手、出し手に啓発するとともに、湛水直播栽培などの低コスト化を推進し、所得向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 353 ha |
|------------|--------|

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| <p>【水稲】 目標地図の実現を目指し計画的に農地集積を進めている地域の生産組織、大規模農家が中心となり集積・集約を図る。</p> <p>【にんにく】 目標地図の実現を目指し法人が農地を取得し拡大していく。</p> |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| 農業委員等が中心となり中間管理機構の活用を推進し集積・集約を図る。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 高齢化は進んでいるが、後継者を確保している農業者が比較的多い。現在の世代が農業で所得を稼ぐことを次世代に示し、就農者をより増やしていく。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】